

○ 国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）（附則第二十二條關係）	1
○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（附則第二十三條關係）	2
○ 国際復興開發銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）（附則第二十四條關係）	3
○ 株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）（附則第二十五條關係）	4
○ 農業改良資金融通法（昭和三十一年法律第二百二号）（附則第二十六條關係）	5
○ 行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第三百三十九号）（附則第二十七條關係）	7
○ 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（附則第二十八條關係）	8
○ 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（附則第二十九條關係）	9
○ 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（附則第三十條關係）	10
○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第三十一條關係）	11
○ 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法（昭和五十二年法律第九十三号）（附則第三十二條關係）	14
○ 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）（附則第三十三條關係）	16
○ 消費税法（昭和六十三年法律第八号）（附則第三十四條關係）	18
○ 特定農産加工業経営改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）（附則第三十五條關係）	19
○ 食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）（附則第三十六條）	21
○ 獣医療法（平成四年法律第四十六号）（附則第三十七條關係）	23
○ 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）（附則第三十八條關係）	25

○ 破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法（平成十年法律第百五十一号）（附則第三十九条関係）	27
○ 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第百十二号）（附則第四十条関係）	28
○ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）（附則第四十一条関係）	30
○ 農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号）（附則第四十二条関係）	31
○ 独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律（平成十五年法律第五十九号）（附則第四十三条関係）	32
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）（附則第四十四条関係）	33
○ 独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律（平成十八年法律第百号）（附則第四十五条関係）	34
○ 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）（附則第四十六条関係）	35
○ 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）（附則第四十七条関係）	65
○ 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（附則第四十八条関係）	82
○ エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）（附則第四十九条関係）	83

株式会社国際協力銀行法案新旧対照条文

○ 国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）（附則第二十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一（第二十四条関係）			
名称	根拠法	名称	根拠法
沖繩振興開発金融公庫	沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）	沖繩振興開発金融公庫	沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第 号）	（新設）	
（略）	（略）	（略）	（略）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（事業税の非課税の範囲）</p> <p>第七十二条の四 道府県は、国及び次に掲げる法人が行う事業に対しては、事業税を課することができない。</p> <p>一 都道府県、市町村、特別区、これらの組合、地方開発事業団及び合併特例区その他政令で定める公共団体</p> <p>一の二 地方独立行政法人</p> <p>二 法人税法別表第一に規定する独立行政法人</p> <p>二の二 国立大学法人等及び日本司法支援センター</p> <p>三 沖繩振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、日本年金機構、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）に規定する地方公共団体金融機構</p> <p>四 社会保険診療報酬支払基金、日本放送協会、日本中央競馬会及び日本下水道事業団</p> <p>2、3（略）</p>	<p>（事業税の非課税の範囲）</p> <p>第七十二条の四 道府県は、国及び次に掲げる法人が行う事業に対しては、事業税を課することができない。</p> <p>一 都道府県、市町村、特別区、これらの組合、地方開発事業団及び合併特例区その他政令で定める公共団体</p> <p>一の二 地方独立行政法人</p> <p>二 法人税法別表第一に規定する独立行政法人</p> <p>二の二 国立大学法人等及び日本司法支援センター</p> <p>三 沖繩振興開発金融公庫、株式会社日本政策金融公庫、日本年金機構、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社及び地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）に規定する地方公共団体金融機構</p> <p>四 社会保険診療報酬支払基金、日本放送協会、日本中央競馬会及び日本下水道事業団</p> <p>2、3（略）</p>

改正案	現行
<p>（外貨債務の保証）                  第二条（略）</p> <p>2 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、次に掲げる法人が発行する債券又は地方債証券のうち外貨で支払われるもの（地方債証券については、政令で定めるものに限る。以下「外貨債」という。）に係る債務について、予算をもつて定める金額の範囲内において、保証契約をすることができる。</p> <p>一 株式会社国際協力銀行</p> <p>二 株式会社日本政策金融公庫</p> <p>三 独立行政法人国際協力機構</p> <p>四 地方公共団体</p> <p>五 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる法人で、政令で定めるものの</p> <p>イ 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経なければならぬ法人</p> <p>ロ 特別の法律により設立された法人（イに規定する法人を除く。）で、国、イに規定する法人及び地方公共団体以外の者の出資のないものうち、特別の法律により債券を発行することができるもの</p> <p>3（略）</p>	<p>（外貨債務の保証）                  第二条（略）</p> <p>2 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかわらず、次に掲げる法人が発行する債券又は地方債証券のうち外貨で支払われるもの（地方債証券については、政令で定めるものに限る。以下「外貨債」という。）に係る債務について、予算をもつて定める金額の範囲内において、保証契約をすることができる。</p> <p>一 株式会社日本政策金融公庫</p> <p>二 独立行政法人国際協力機構</p> <p>三 地方公共団体</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、次に掲げる法人で、政令で定めるものの</p> <p>イ 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経なければならぬ法人</p> <p>ロ 特別の法律により設立された法人（イに規定する法人を除く。）で、国、イに規定する法人及び地方公共団体以外の者の出資のないものうち、特別の法律により債券を発行することができるもの</p> <p>3（略）</p>

○ 株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）（附則第二十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（公庫の業務の特例）</p> <p>第十条 公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）<u>第十一条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号の規定にかかわらず恩給等を担保とする場合に限り、これらの規定による貸付け以外の貸付けの業務を行うことができる。</u></p> <p>2 （略）</p>	<p>（公庫の業務の特例）</p> <p>第十条 公庫は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）<u>第十一条第一項第一号、第二号及び第四号並びに第二項第一号の規定にかかわらず恩給等を担保とする場合に限り、これらの規定による貸付け以外の貸付けの業務を行うことができる。</u></p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（公庫が行う貸付け）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項の規定により株式会社日本政策金融公庫が行う同項各号の貸付けについての株式会社日本政策金融公庫法第十一条第六号、第十二条第一項、第三十一条第二項第一号ロ、第四十一条第二号、第五十三条、第五十八条、第五十九条第一項、第六十四条第一項第四号、第七十三条第三号及び別表第二第九号の規定の適用については、同法第十一条第六号及び第十二条第一項中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び農業改良資金融通法第三条第一項に規定する業務」と、同法第三十一条第二項第一号ロ、第四十一条第二号及び第六十四条第一項第四号中「又は別表第二第二号に掲げる業務」とあるのは「別表第二第二号に掲げる業務又は農業改良資金融通法第三条第一項に規定する業務」と、「同項第五号」とあるのは「同法第三条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十三条中「同項第五号」とあるのは「農業改良資金融通法第三条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「この法律」とあるのは「この法律、農業改良資金融通法」と、同法第七十三条第三号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び農業改良資金融通法第三条第一項」と、同法別表第二第九号中「又は別表第一一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務」とあるのは「別表第一一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は農業改良資金融通法第三条第一項に規定する業務」とする。</p>	<p>（公庫が行う貸付け）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項の規定により株式会社日本政策金融公庫が行う同項各号の貸付けについての株式会社日本政策金融公庫法第十一条第六号、第十二条第一項、第三十一条第二項第一号ロ、第四十一条第二号、第五十三条、第五十八条、第五十九条第一項、第六十四条第一項第四号、第七十三条第三号及び別表第二第九号の規定の適用については、同法第十一条第六号中「<u>除く。</u>」とあるのは「<u>除く。</u>」及び農業改良資金融通法第三条第一項に規定する業務」と、同法第十二条第一項中「<u>同項第五号</u>」とあるのは「<u>農業改良資金融通法第三条第一項に規定する業務並びに前条第一項第五号</u>」と、同法第三十一条第二項第一号ロ、第四十一条第二号及び第六十四条第一項第四号中「又は別表第二第二号に掲げる業務」とあるのは「別表第二第二号に掲げる業務又は農業改良資金融通法第三条第一項に規定する業務」と、「同項第五号」とあるのは「同法第五十三条中「同項第五号」とあるのは「農業改良資金融通法第三条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「この法律」とあるのは「この法律、農業改良資金融通法」と、同法第七十三条第三号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び農業改良資金融通法第三条第一項」と、同法別表第二第九号中「又は別表第一一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務」とあるのは「別表第一一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は</p>

3

(略)

3

(略)

農業改良資金通法第三条第一項に規定する業務」とする。

○ 行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）（附則第二十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表（第十二条関係）			
名称	根拠法	名称	根拠法
沖繩振興開発金融公庫	沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）	沖繩振興開発金融公庫	沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第 号）	（新設）	
（略）	（略）	（略）	（略）

○ 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）（附則第二十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一条関係）			
名称	名称	名称	名称
(略)	(略)	(略)	(略)
学校法人（私立学校法第六十条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人を含む。）	学校法人（私立学校法第六十条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人を含む。）	学校法人（私立学校法第六十条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人を含む。）	学校法人（私立学校法第六十条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人を含む。）
根拠法	根拠法	根拠法	根拠法
(略)	(略)	(略)	(略)
株式会社国際協力銀行	会社法及び株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第 号）	(新設)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

○ 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）（附則第二十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第一 公共法人の表（第二条関係）			
名称	根拠法	名称	根拠法
沖繩振興開発金融公庫	沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）	沖繩振興開発金融公庫	沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
株式会社国際協力銀行	会社法及び株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第 号）	（新設）	
（略）	（略）	（略）	（略）

○ 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）（附則三十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

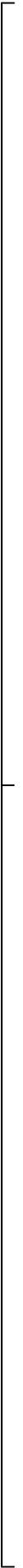
改正案		現行	
別表第二 非課税法人の表（第五条関係）			
名称	沖繩振興開発金融公庫	名称	沖繩振興開発金融公庫
根拠法	沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）	根拠法	沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
株式会社国際協力銀行	会社法及び株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第 号）	（新設）	
（略）	（略）	（略）	（略）

改正案				現行			
別表第三 非課税の登記等の表（第四条、第三十三条関係）				別表第三 非課税の登記等の表（第四条、第三十三条関係）			
一の二株	会社法及び	別表第一第一号から第二十	先取特権、質権又	（新設）			
名称	根拠法	非課税の登記等	備考	名称	根拠法	非課税の登記等	備考
一 学校法人（私立学校法第六十四条第四項）専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人を含む。	私立学校法	一 校舎、寄宿舎、図書館その他保育又は教育上直接必要な附属建物（以下「校舎等」という。）の所有権（賃借権を含む。以下同じ。）の取得登記（権利の保存、設定、転貸又は移転の登記をいう。以下同じ。） 二 校舎等の敷地、運動場、実習用地その他の直接に保育又は教育の用に供する土地の権利（土地の所有権及び土地の上に存する権利をいう。以下同じ。）の取得登記	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添附があるものに限り。	一 学校法人（私立学校法第六十四条第四項）専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人を含む。	私立学校法	一 校舎、寄宿舎、図書館その他保育又は教育上直接必要な附属建物（以下「校舎等」という。）の所有権（賃借権を含む。以下同じ。）の取得登記（権利の保存、設定、転貸又は移転の登記をいう。以下同じ。） 二 校舎等の敷地、運動場、実習用地その他の直接に保育又は教育の用に供する土地の権利（土地の所有権及び土地の上に存する権利をいう。以下同じ。）の取得登記	第三欄の第一号又は第二号の登記に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添附があるものに限り。

<p>株式会社 国際協力銀行</p>	<p>株式会社 国際協力銀行 法（平成二十三年法律第 号）</p>	<p>四号までに掲げる登記又は登録（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第九号（定義）に規定する普通法人のうち資本金の額又は出資金の額が政令で定める金額以上の法人並びに相互会社及び外国相互会社に係る債権を担保するためを受ける先取特権、質権又は抵当権の保存、設定又は移転の登記又は登録を除く。）</p>	<p>は抵当権の保存、設定又は移転の登記又は登録については、第三欄の登記又は登録に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。</p>
<p>一の三 株式会社 本政策金融公庫</p>	<p>会社法及び株式会社日 本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）</p>	<p>別表第一第一号から第二十四号までに掲げる登記又は登録（法人税法第二条第九号（定義）に規定する普通法人のうち資本金の額又は出資金の額が政令で定める金額以上の法人並びに相互会社及び外国相互会社に係る債権を担保するためを受ける先取特権、質権又は抵当権の保存、設定又は移転の登記又は登録を除く。）</p>	<p>先取特権、質権又は抵当権の保存、設定又は移転の登記又は登録については、第三欄の登記又は登録に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。</p>
<p>一の二 株式会社 本政策金融公庫</p>	<p>会社法及び株式会社日 本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）</p>	<p>別表第一第一号から第二十四号までに掲げる登記又は登録（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第九号（定義）に規定する普通法人のうち資本金の額又は出資金の額が政令で定める金額以上の法人並びに相互会社及び外国相互会社に係る債権を担保するためを受ける先取特権、質権又は抵当権の保存、設定又は移転の登記又は登録を除く。）</p>	<p>先取特権、質権又は抵当権の保存、設定又は移転の登記又は登録については、第三欄の登記又は登録に該当するものであることを証する財務省令で定める書類の添付があるものに限る。</p>

二 二 四	(略)						
-------------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

改正案	現行
<p>1・2（略）</p> <p>3 第一項の規定により株式会社日本政策金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての株式会社日本政策金融公庫法第十一条第一項第六号、第十二条第一項、第三十一条第二項第一号口、第四十一条第二号、第五十三条、第五十八条、第五十九条第一項、第六十四条第一項第四号、第七十三条第三号及び別表第二第九号の規定の適用については、同法第十一条第六号中「<u>掲げる業務</u>」とあるのは「掲げる業務及び水産加工業施設改良資金金融通臨時措置法（昭和五十二年法律第九十三号。以下「臨時措置法」という。）第一項に規定する業務」と、同法第十二条第一項中「<u>掲げる業務</u>」とあるのは「掲げる業務及び臨時措置法第一項に規定する業務」と、同法第三十一条第二項第一号口、第四十一条第二号及び第六十四条第一項第四号中「又は別表第二第二号に掲げる業務」とあるのは「、別表第二第二号に掲げる業務又は臨時措置法第一項に規定する業務」と、「同項第五号」とあるのは「臨時措置法第一項に規定する業務並びに同条第一項第五号」と、同法第五十三条中「同項第五号」とあるのは「臨時措置法第一項に規定する業務並びに同条第一項第五号」と、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「この法律、臨時措置法」とあるのは「この法律、臨時措置法」と、同法第七十三条第三号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び臨時措置法第一項」と、同法別表第二第九号中「又は別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務」とあるのは「、別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は臨時措置法第一項に規定する業務」とする。</p>	<p>1・2（略）</p> <p>3 第一項の規定により株式会社日本政策金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての株式会社日本政策金融公庫法第十一条第一項第六号、第十二条第一項、第三十一条第二項第一号口、第四十一条第二号、第五十三条、第五十八条、第五十九条第一項、第六十四条第一項第四号、第七十三条第三号及び別表第二第九号の規定の適用については、同法第十一条第六号中「<u>除く。</u>」とあるのは「<u>除く。</u>」及び水産加工業施設改良資金金融通臨時措置法（昭和五十二年法律第九十三号。以下「臨時措置法」という。）第一項に規定する業務」と、同法第十二条第一項中「同項第五号」とあるのは「臨時措置法第一項に規定する業務並びに同条第一項第五号」と、同法第三十一条第二項第一号口、第四十一条第二号及び第六十四条第一項第四号中「又は別表第二第二号に掲げる業務」とあるのは「、別表第二第二号に掲げる業務又は臨時措置法第一項に規定する業務」と、「同項第五号」とあるのは「臨時措置法第一項に規定する業務並びに同条第一項第五号」と、同法第五十三条中「同項第五号」とあるのは「臨時措置法第一項に規定する業務並びに同条第一項第五号」と、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「この法律、臨時措置法」とあるのは「この法律、臨時措置法」と、同法第七十三条第三号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び臨時措置法第一項」と、同法別表第二第九号中「又は別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務」とあるのは「、別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は臨時措置法第一項に規定する業務」とする。</p>



○ 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号) (附則第三十三条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付けの特例)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>255 (略)</p> <p>6 株式会社日本政策金融公庫が行う第一項から第四項までに規定する資金の貸付けについての株式会社日本政策金融公庫法第十一条第一項第六号、第十二条第一項、第三十一条第二項第一号口、第四十一条第二号、第五十三条、第五十八条、第五十九条第一項、第六十四条第一項第四号、第七十三条第三号及び別表第二第九号の規定の適用については、同法第十一条第一項第六号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(以下「暫定措置法」という。)<u>第五条第四項に規定する業務</u>」と、同法第十二条第一項中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び暫定措置法第五条第四項に規定する業務」と、同法第三十一条第二項第一号口、第四十一条第二号及び第六十四条第一項第四号中「又は別表第二第二号に掲げる業務」とあるのは、「別表第二第二号に掲げる業務又は暫定措置法第五条第四項に規定する業務」と、「同項第五号」とあるのは「暫定措置法第五条第四項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十三条中「同項第五号」とあるのは「暫定措置法第五条第四項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「この法律」とあるのは「この法律、暫定措置法」と、同法第七十三条第三号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び暫定措置法第五条第四項」と、同法別表第二第九号中「又は別表第一第一号から第十四号までの下</p>	<p>(株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付けの特例)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>255 (略)</p> <p>6 株式会社日本政策金融公庫が行う第一項から第四項までに規定する資金の貸付けについての株式会社日本政策金融公庫法第十一条第一項第六号、第十二条第一項、第三十一条第二項第一号口、第四十一条第二号、第五十三条、第五十八条、第五十九条第一項、第六十四条第一項第四号、第七十三条第三号及び別表第二第九号の規定の適用については、同法第十一条第一項第六号中「除く。」とあるのは「除く。」及び林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(以下「暫定措置法」という。)<u>第五条第四項に規定する業務</u>」と、同法第十二条第一項中「同項第五号」とあるのは「暫定措置法第五条第四項に規定する業務並びに前条第一項第五号」と、同法第三十一条第二項第一号口、第四十一条第二号及び第六十四条第一項第四号中「又は別表第二第二号に掲げる業務」とあるのは、「別表第二第二号に掲げる業務又は暫定措置法第五条第四項に規定する業務」と、「同項第五号」とあるのは「暫定措置法第五条第四項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十三条中「同項第五号」とあるのは「暫定措置法第五条第四項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「この法律」とあるのは「この法律、暫定措置法」と、同法第七十三条第三号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び暫定措置法第五条第四項」と、同法別表第二第九号中「又は別表第一第一号から第十四号まで</p>

欄に掲げる資金の貸付けの業務」とあるのは「別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は暫定措置法第五条第四項に規定する業務」とする。

の下欄に掲げる資金の貸付けの業務」とあるのは「別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は暫定措置法第五条第四項に規定する業務」とする。

○ 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）（附則第三十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第三（第三条、第六十条関係） 一 次の表に掲げる法人			
名称	根拠法	名称	根拠法
(略)	(略)	(略)	(略)
学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第六十四条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人を含む。）	私立学校法	学校法人（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第六十四条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人を含む。）	私立学校法
株式会社国際協力銀行	会社法及び株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第 号）	(新設)	
(略)	(略)	(略)	(略)
二 (略)		二 (略)	

改正案	現行
<p>（株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付け）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の規定により株式会社日本政策金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての株式会社日本政策金融公庫法第十一条第一項第六号、第十二条第一項、第三十一条第二項第一号ロ、第四十一条第二号、第五十三条、第五十八条、第五十九条第一項、第六十四条第一項第四号、第七十三条第三号及び別表第二第九号の規定の適用については、同法第十一条第一項第六号及び第十二条第一項中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び特定農産加工業経営改善臨時措置法第五条第一項に規定する業務」と、同法第三十一条第二項第一号ロ、第四十一条第二号及び第六十四条第一項第四号中「又は別表第二第二号に掲げる業務」とあるのは、「別表第二第二号に掲げる業務又は特定農産加工業経営改善臨時措置法第五条第一項に規定する業務」と、「同項第五号」とあるのは「特定農産加工業経営改善臨時措置法第五条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十三条中「同項第五号」とあるのは「特定農産加工業経営改善臨時措置法第五条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「この法律」とあるのは「この法律、特定農産加工業経営改善臨時措置法」と、同法第七十三条第三号中「第十一号」とあるのは「第十一号及び特定農産加工業経営改善臨時措置法第五条第一項」と、同法別表第二第九号中「又は別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務」とあ</p>	<p>（株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付け）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の規定により株式会社日本政策金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての株式会社日本政策金融公庫法第十一条第一項第六号、第十二条第一項、第三十一条第二項第一号ロ、第四十一条第二号、第五十三条、第五十八条、第五十九条第一項、第六十四条第一項第四号、第七十三条第三号及び別表第二第九号の規定の適用については、同法第十一条第一項第六号中「除く。」とあるのは「除く。」及び特定農産加工業経営改善臨時措置法第五条第一項に規定する業務」と、同法第十二条第一項中「同項第五号」とあるのは「特定農産加工業経営改善臨時措置法第五条第一項に規定する業務並びに前条第一項第五号」と、同法第三十一条第二項第一号ロ、第四十一条第二号及び第六十四条第一項第四号中「又は別表第二第二号に掲げる業務」とあるのは、「別表第二第二号に掲げる業務又は特定農産加工業経営改善臨時措置法第五条第一項に規定する業務」と、「同項第五号」とあるのは「特定農産加工業経営改善臨時措置法第五条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十三条中「同項第五号」とあるのは「特定農産加工業経営改善臨時措置法第五条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「この法律」とあるのは「この法律、特定農産加工業経営改善臨時措置法」と、同法第七十三条第三号中「第十一号」とあるのは「第十一号及び特定農産加工業経営改善臨時措置法第一</p>

るのは「別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は特定農産加工業経営改善臨時措置法第五条第一項に規定する業務」とする。

第五条第一項」と、同法別表第二第九号中「又は別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務」とあるのは「別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は特定農産加工業経営改善臨時措置法第五条第一項に規定する業務」とする。

改正案	現行
<p>（株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付け）                  第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の規定により株式会社日本政策金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての株式会社日本政策金融公庫法第十一条第一項第六号、第十二条第一項、第三十一条第二項第一号ロ、第四十一条第二号、第五十三条、第五十八条、第五十九条第一項、第六十四条第一項第四号、第七十三条第三号及び別表第二第九号の規定の適用については、同法第十一条第一項第六号及び第十二条第一項中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び食品流通構造改善促進法第六条第一項に規定する業務」と、同法第三十一条第二項第一号ロ、第四十一条第二号及び第六十四条第一項第四号中「又は別表第二第二号に掲げる業務」とあるのは「、別表第二第二号に掲げる業務又は食品流通構造改善促進法第六条第一項に規定する業務」と、「同項第五号」とあるのは「食品流通構造改善促進法第六条第一項に規定する業務並びに第十条第一項第五号」と、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「この法律」とあるのは「この法律、食品流通構造改善促進法」と、同法第七十三条第三号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び食品流通構造改善促進法第六条第一項」と、同法別表第二第九号中「又は別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務」とあるのは「、別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の</p>	<p>（株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付け）                  第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の規定により株式会社日本政策金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての株式会社日本政策金融公庫法第十一条第一項第六号、第十二条第一項、第三十一条第二項第一号ロ、第四十一条第二号、第五十三条、第五十八条、第五十九条第一項、第六十四条第一項第四号、第七十三条第三号及び別表第二第九号の規定の適用については、同法第十一条第一項第六号中「除く。」とあるのは「除く。」及び食品流通構造改善促進法第六条第一項に規定する業務」と、同法第十二条第一項中「同項第五号」とあるのは「食品流通構造改善促進法第六条第一項に規定する業務並びに前条第一項第五号」と、同法第三十一条第二項第一号ロ、第四十一条第二号及び第六十四条第一項第四号中「又は別表第二第二号に掲げる業務」とあるのは「、別表第二第二号に掲げる業務又は食品流通構造改善促進法第六条第一項に規定する業務」と、「同項第五号」とあるのは「食品流通構造改善促進法第六条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十三条中「同項第五号」とあるのは「食品流通構造改善促進法第六条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「この法律」とあるのは「この法律、食品流通構造改善促進法」と、同法第七十三条第三号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び食品流通構造改善促進法第六条第一項」と、同法別表第二第九号中「又は別表第一第一号から第十四号ま</p>

貸付けの業務又は食品流通構造改善促進法第六条第一項に規定する業務」とする。

での下欄に掲げる資金の貸付けの業務」とあるのは、「別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は食品流通構造改善促進法第六条第一項に規定する業務」とする。

改 正 案	現 行
<p>（株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付け） 第十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の規定により株式会社日本政策金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての株式会社日本政策金融公庫法第十一条第一項第六号、第十二条第一項、第三十一条第二項第一号口、第四十一条第二号、第五十三条、第五十八条、第五十九条第一項、第六十四条第一項第四号、第七十三条第三号及び別表第二第九号の規定の適用については、同法第十一条第六号及び第十二条第一項中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び獣医療法第十五条第一項に規定する業務」と、同法第三十一条第二項第一号口、第四十一条第二号及び第六十四条第一項第四号中「又は別表第二第二号に掲げる業務」とあるのは、「、別表第二第二号に掲げる業務又は獣医療法第十五条第一項に規定する業務」と、「同項第五号」とあるのは「獣医療法第十五条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十三条中「同項第五号」とあるのは「獣医療法第十五条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十九条第一項中「この法律」とあるのは「この法律、獣医療法」と、同法第七十三条第三号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び獣医療法第十五条第一項」と、同法別表第二第九号中「又は別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務」とあるのは「、別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は獣医療法第十五条第一項に規定する業務」とする。</p>	<p>（株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付け） 第十五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の規定により株式会社日本政策金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての株式会社日本政策金融公庫法第十一条第一項第六号、第十二条第一項、第三十一条第二項第一号口、第四十一条第二号、第五十三条、第五十八条、第五十九条第一項、第六十四条第一項第四号、第七十三条第三号及び別表第二第九号の規定の適用については、同法第十一条第六号中「除く。」とあるのは「除く。及び獣医療法第十五条第一項に規定する業務」と、同法第十二条第一項中「同項第五号」とあるのは「獣医療法第十五条第一項に規定する業務並びに前条第一項第五号」と、同法第三十一条第二項第一号口、第四十一条第二号及び第六十四条第一項第四号中「又は別表第二第二号に掲げる業務」とあるのは「、別表第二第二号に掲げる業務又は獣医療法第十五条第一項に規定する業務」と、「同項第五号」とあるのは「獣医療法第十五条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十九条第一項中「この法律」とあるのは「この法律、獣医療法」と、同法第七十三条第三号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び獣医療法第十五条第一項」と、同法別表第二第九号中「又は別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務」とあるのは「、別表第一第一号から第十四号までの下欄</p>

に掲げる資金の貸付けの業務又は獣医療法第十五条第一項に規定する業務」とする。

改正案	現行
<p>（株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付け）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の規定により株式会社日本政策金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての株式会社日本政策金融公庫法第十一条第一項第六号、第十二条第一項、第三十一条第二項第一号ロ、第四十一条第二号、第五十三条、第五十八条、第五十九条第一項、第六十四条第一項第四号、第七十三条第三号及び別表第二第九号の規定の適用については、同法第十一条第六号及び第十二条第一項中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第十条第一項に規定する業務」と、同法第三十一条第二項第一号ロ、第四十一条第二号及び第六十四条第一項第四号中「又は別表第二第二号に掲げる業務」とあるのは、「別表第二第二号に掲げる業務又は食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第十条第一項に規定する業務」と、「同項第五号」とあるのは「同法第十三条中「同項第五号」とあるのは「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第十条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「この法律」とあるのは「この法律、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」と、同法第七十三条第三号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第十条第一項」と、同法別表第二第九号中「又は別表第一第一号から第十四号</p>	<p>（株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付け）</p> <p>第十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の規定により株式会社日本政策金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての株式会社日本政策金融公庫法第十一条第一項第六号、第十二条第一項、第三十一条第二項第一号ロ、第四十一条第二号、第五十三条、第五十八条、第五十九条第一項、第六十四条第一項第四号、第七十三条第三号及び別表第二第九号の規定の適用については、同法第十一条第六号中「除く。」とあるのは「除く。」及び食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第十条第一項に規定する業務」と、同法第十二条第一項中「同項第五号」とあるのは「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第十条第一項に規定する業務並びに前条第一項第五号」と、同法第三十一条第二項第一号ロ、第四十一条第二号及び第六十四条第一項第四号中「又は別表第二第二号に掲げる業務」とあるのは、「別表第二第二号に掲げる業務又は食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第十条第一項に規定する業務」と、「同項第五号」とあるのは「同法第十三条中「同項第五号」とあるのは「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第十条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「この法律」とあるのは「この法律、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」と、同法第七十三条第三号中「第十一条」とあるのは「第十一条</p>

までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務」とあるのは、「別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第十条第一項に規定する業務」とする。

一条及び食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第十条第一項」と、同法別表第二第九号中「又は別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務」とあるのは、「別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第十条第一項に規定する業務」とする。

○ 破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法（平成十年法律第百五十一号）（附則第三十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（株式会社日本政策金融公庫法の特例）</p> <p>第八条 前条の規定により公庫が同条に規定する業務を行う場合には、株式会社日本政策金融公庫法第十二条第一項中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法（平成十年法律第百五十一号。以下「中堅事業者信用保険特例法」という。）第七条に規定する業務」と、同法第十四条第一項中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務並びに中堅事業者信用保険特例法第七条に規定する業務」と、同法第三十一条第三項中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び中堅事業者信用保険特例法第七条に規定する業務」と、同法第四十一条第五号及び第六十四条第一項第五号中「附帯する業務」とあるのは「附帯する業務並びに中堅事業者信用保険特例法第七条に規定する業務」と、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「又は中小企業信用保険法」とあるのは「、中小企業信用保険法又は中堅事業者信用保険特例法」と、同法第七十三条第三号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び中堅事業者信用保険特例法第七条」とする。</p>	<p>（株式会社日本政策金融公庫法の特例）</p> <p>第八条 前条の規定により公庫が同条に規定する業務を行う場合には、株式会社日本政策金融公庫法第十二条第一項中「附帯する業務」とあるのは「附帯する業務並びに破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法（平成十年法律第百五十一号。以下「中堅事業者信用保険特例法」という。）第七条に規定する業務」と、同法第十四条第一項中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務並びに中堅事業者信用保険特例法第七条に規定する業務」と、同法第三十一条第三項中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び中堅事業者信用保険特例法第七条に規定する業務」と、同法第四十一条第五号及び第六十四条第一項第五号中「附帯する業務」とあるのは「附帯する業務並びに中堅事業者信用保険特例法第七条に規定する業務」と、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「又は中小企業信用保険法」とあるのは「、中小企業信用保険法又は中堅事業者信用保険特例法」と、同法第七十三条第三号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び中堅事業者信用保険特例法第七条」とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付け）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の規定により株式会社日本政策金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての株式会社日本政策金融公庫法第十一条第一項第六号、第十二条第一項、第三十一条第二項第一号口、第四十一条第二号、第五十三条、第五十八条、第五十九条第一項、第六十四条第一項第四号、第七十三条第三号及び別表第二第九号の規定の適用については、同法第十一条第六号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（以下「家畜排せつ物法」という。）第十一条第一項に規定する業務」と、同法第十二条第一項中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び家畜排せつ物法第十一条第一項に規定する業務」と、同法第三十一条第二項第一号口、第四十一条第二号及び第六十四条第一項第四号中「又は別表第二第二号に掲げる業務」とあるのは、「別表第二第二号に掲げる業務又は家畜排せつ物法第十一条第一項に規定する業務」と、「同項第五号」とあるのは「家畜排せつ物法第十一条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十三条中「同項第五号」とあるのは「家畜排せつ物法第十一条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「この法律」とあるのは「この法律、家畜排せつ物法」と、同法第七十三条第三号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び家畜排せつ物法第十一条第一項」と、同法別表第二第九号中「又は別表</p>	<p>（株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付け）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の規定により株式会社日本政策金融公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての株式会社日本政策金融公庫法第十一条第一項第六号、第十二条第一項、第三十一条第二項第一号口、第四十一条第二号、第五十三条、第五十八条、第五十九条第一項、第六十四条第一項第四号、第七十三条第三号及び別表第二第九号の規定の適用については、同法第十一条第六号中「除く。」とあるのは「除く。及び家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（以下「家畜排せつ物法」という。）第十一条第一項に規定する業務」と、同法第十二条第一項中「同項第五号」とあるのは「家畜排せつ物法第十一条第一項に規定する業務並びに前条第一項第五号」と、同法第三十一条第二項第一号口、第四十一条第二号及び第六十四条第一項第四号中「又は別表第二第二号に掲げる業務」とあるのは、「別表第二第二号に掲げる業務又は家畜排せつ物法第十一条第一項に規定する業務」と、「同項第五号」とあるのは「家畜排せつ物法第十一条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十三条中「同項第五号」とあるのは「家畜排せつ物法第十一条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「この法律」とあるのは「この法律、家畜排せつ物法」と、同法第七十三条第三号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び家畜排せつ物法第十一条第一項」と、同法別表第二第九号中「又は</p>

第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務」とあるのは「、別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は家畜排せつ物法第十一条第一項に規定する業務」とする。

別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務」とあるのは「、別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は家畜排せつ物法第十一条第一項に規定する業務」とする。

○ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四百十号）（附則第四十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第一（第二条関係）			
名称	根拠法	名称	根拠法
沖繩振興開発金融公庫	沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）	沖繩振興開発金融公庫	沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第 号）	（新設）	
（略）	（略）	（略）	（略）

改正案	現行
<p>（株式会社日本政策金融公庫法の特例）  <u>第八条（略）</u></p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の規定により株式会社日本政策金融公庫が行う同項に規定する資金の出資についての株式会社日本政策金融公庫法第十一条第一項第六号、第十二条第一項、第三十一条第二項第一号ロ、第四十一条第二号、第五十八条、第五十九条第一項、第六十四条第一項第四号及び第七十三条第三号の規定の適用については、同法第十一条第一項第六号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）<u>第八条第一項に規定する業務</u>」と、同法第十二条第一項中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び特別措置法第八条第一項に規定する業務」と、同法第三十一条第二項第一号ロ、第四十一条第二号及び第六十四条第一項第四号中「同項第五号」とあるのは「特別措置法第八条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「この法律」とあるのは「この法律、特別措置法」と、同法第七十三条第三号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び特別措置法第八条第一項」とする。</p>	<p>（株式会社日本政策金融公庫法の特例）  <u>第八条（略）</u></p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の規定により株式会社日本政策金融公庫が行う同項に規定する資金の出資についての株式会社日本政策金融公庫法第十一条第一項第六号、第十二条第一項、第三十一条第二項第一号ロ、第四十一条第二号、第五十八条、第五十九条第一項、第六十四条第一項第四号及び第七十三条第三号の規定の適用については、同法第十一条第一項第六号中「除く。」とあるのは「除く。」及び農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）<u>第八条第一項に規定する業務</u>」と、同法第十二条第一項中「同項第五号」とあるのは「特別措置法第八条第一項に規定する業務並びに前条第一項第五号」と、同法第三十一条第二項第一号ロ、第四十一条第二号及び第六十四条第一項第四号中「同項第五号」とあるのは「特別措置法第八条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、同法第五十八条及び第五十九条第一項中「この法律」とあるのは「この法律、特別措置法」と、同法第七十三条第三号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び特別措置法第八条第一項」とする。</p>

○ 独立行政法人等の保有する個人情報情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）（附則第四十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表（第二条関係）			
名称	根拠法	名称	根拠法
沖繩振興開発金融公庫	沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）	沖繩振興開発金融公庫	沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第 号）	（新設）	
（略）	（略）	（略）	（略）

○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）（附則第四十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）            第二条 この法律において「国の行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。            一～五 （略）            2 この法律において「国の行政機関等」とは、国の行政機関、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。次項において同じ。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。次項において同じ。）、大学共同利用機関法人（同法第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。次項において同じ。）及び特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるもの（株式会社であるものであつて、株式会社国際協力銀行及び株式会社日本政策金融公庫以外のものを除く。）をいう。次項において同じ。）をいう。</p>	<p>（定義）            第二条 この法律において「国の行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。            一～五 （略）            2 この法律において「国の行政機関等」とは、国の行政機関、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。次項において同じ。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。次項において同じ。）、大学共同利用機関法人（同法第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人をいう。次項において同じ。）及び特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるもの（株式会社であるものであつて、株式会社日本政策金融公庫以外のものを除く。）をいう。次項において同じ。）をいう。</p>

○ 独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律（平成十八年法律第百号）（附則第四十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第四条 附則第二条第一項の規定により機構が国際協力銀行の義務を承継したときは、当該承継の時に発行されている全ての改正前国際協力銀行法第四十五条第一項の国際協力銀行債券及び改正前国際協力銀行法附則第十五条の規定による廃止前の日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）第三十九条の二第一項の外貨債券等に係る債務については、機構及び株式会社国際協力銀行が連帯して弁済の責めに任ずる。</p> <p>2 前項の国際協力銀行債券又は外貨債券等の債権者は、機構又は株式会社国際協力銀行の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。</p> <p>3 (略)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第四条 附則第二条第一項の規定により機構が国際協力銀行の義務を承継したときは、当該承継の時に発行されているすべての改正前国際協力銀行法第四十五条第一項の国際協力銀行債券並びに改正前国際協力銀行法附則第十五条の規定による廃止前の日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）第三十九条の二第一項の外貨債券等及び旧基金法第二十九条の二第一項の海外経済協力基金債券に係る債務については、機構及び株式会社日本政策金融公庫が連帯して弁済の責めに任ずる。</p> <p>2 前項の国際協力銀行債券、外貨債券等又は海外経済協力基金債券の債権者は、機構又は株式会社日本政策金融公庫の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。</p> <p>3 (略)</p>

改正案	現行
<p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p style="text-align: center;">（目的）</p> <p>第一条 株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって国民生活の向上に寄与することを目的とする株式会社とする。</p> <p style="text-align: center;">（定義）</p>	<p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p style="text-align: center;">（目的）</p> <p>第一条 株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を並びに我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展並びに国民生活の向上に寄与することを目的とする株式会社とする。</p> <p style="text-align: center;">（定義）</p>

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〜四 (略)

五 危機対応業務 特定資金の貸付け、特定資金に係る手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受け、特定資金の調達のために発行される社債の応募その他の方法による取得又は特定資金に係る貸付債権の全部若しくは一部の譲受け（以下「特定資金の貸付け等」という。）のうち、公庫からの信用の供与を受けて行うものをいう。

(名称の使用制限)

第五条 (略)

(削る)

(削る)

第三章 業務

(業務の範囲)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一〜四 (略)

五 危機対応業務 特定資金の貸付け、特定資金に係る手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受け、特定資金の調達のために発行される社債の応募その他の方法による取得又は特定資金に係る貸付債権の全部若しくは一部の譲受け（以下「特定資金の貸付け等」という。）のうち、公庫からの信用の供与（第四十一条第六号に掲げる業務に該当するものを除く。）を受けて行うものをいう。

(名称の使用制限等)

第五条 (略)

2 | 公庫は、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第六条第二項の規定にかかわらず、第十三条第三項に規定する部門の名称として、国際協力銀行という名称を用いることができる。

3 | 公庫でない者は、国際協力銀行という名称を用いてはならない。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十一条 公庫は、その目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

一 三 (略)

四 削除

五 (略)

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2・3 (略)

(業務の方法)

第十二条 公庫は、業務開始の際、前条第一項各号に掲げる業務の方法を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十一条 公庫は、その目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

一 三 (略)

四 別表第三に掲げる業務（我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するためのもの並びに国際金融秩序の混乱への対処に係るものに限る。）を行うこと。

五 (略)

六 前各号に掲げる業務（第四号に掲げる業務にあつては、別表第三第七号に掲げるものを除く。）に附帯する業務を行うこと。

2・3 (略)

(国内金融業務の方法)

第十二条 公庫は、業務開始の際、前条第一項第一号から第三号までに掲げる業務及び同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務（以下「国内金融業務」という。）の方法を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを

2 前項の業務の方法で定めるべき事項は、次項及び第四項の規定に従い公庫が定める貸付けの利率、償還期限（据置期間を含めるものとする。以下同じ。）及び据置期間のほか、主務省令で定める事項とする。

3・4 (略)

第十三条 削除

変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の国内金融業務の方法で定めるべき事項は、次項及び第四項の規定に従い公庫が定める貸付けの利率、償還期限（据置期間を含めるものとする。以下同じ。）及び据置期間のほか、主務省令で定める事項とする。

3・4 (略)

(国際協力銀行業務の方法)

第十三条 第十一条第一項第四号の規定による資金の貸付け、貸付債権の譲受け、公社債等（別表第三の注（3）に規定する公社債等をいう。以下この項、第三十一条第三項、第五十条第六項及び第七十三条第五号において同じ。）の取得、債務の保証等（同表の注（2）に規定する債務の保証等をいう。第五十条第六項及び第七十三条第五号において同じ。）又は出資は、当該貸付けに係る資金の償還、当該譲受けに係る貸付債権の回収、当該取得に係る公社債等の償還、当該債務の保証等に係る債務の履行又は当該出資に係る事業からの配当の支払を可能とする利益の発生が確実であると認められる場合に限り、行うことができる。

2 別表第三第一号から第六号までに掲げる業務に係る貸付金の利率、譲り受ける貸付債権の利回りその他の条件は、第四十一条第六号に掲げる業務に係る勘定における収入がその支出を償うに足

<p>5 (予算の形式及び内容)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。</p> <p>一 この法律、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）その他の政令で定める法律又はこれらの法律に基づく処分違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p>	<p>3 公庫は、第十一条第一項第四号の規定による業務及び同項第五号の規定による当該業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務を行う専任の部門を置かなければならない。</p> <p>(指定)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。</p> <p>一 この法律、銀行法その他の政令で定める法律又はこれらの法律に基づく処分違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>二・三 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(予算の形式及び内容)</p>
<p>(指定)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>5 (予算の形式及び内容)</p>

<p>第三十一条 (略)</p>	<p>第三十一条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 第一項の収入支出予算における収入は、貸付金の利子、公社債等（公債、社債若しくはこれに準ずる債券又は信託の受益権をいう。）の利子、出資に対する配当金、債務保証料その他資産の運用に係る収入、収入保険料、回収金（第十一条第一項第三号に掲げる業務に係るものに限る。）及び附属雑収入とし、支出は、借入金の利子、社債の利子、支払保険金、補填に係る支払金、利子補給金、事務取扱費、業務委託費及び附属諸費とする。</p>	<p>3 第一項の収入支出予算における収入は、貸付金の利子、公社債等の利子、出資に対する配当金、債務保証料その他資産の運用に係る収入、収入保険料、回収金（第十一条第一項第三号に掲げる業務に係るものに限る。）及び附属雑収入とし、支出は、借入金の利子、社債の利子、支払保険金、補てんに係る支払金、利子補給金、事務取扱費、業務委託費及び附属諸費とする。</p>
<p>4 第一項の収入支出予算は、第二項第一号イからハまで並びに第四十一条第五号及び第七号に掲げる業務ごとに区分する。</p>	<p>4 第一項の収入支出予算は、第二項第一号イからハまで及び第四十一条第五号から第七号までに掲げる業務ごとに区分する。</p>
<p>5 (略)</p>	<p>5 (略)</p>
<p>(区分経理)</p> <p>第四十一条 公庫は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。</p>	<p>(区分経理)</p> <p>第四十一条 公庫は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。</p>
<p>一 五 (略)</p>	<p>一 五 (略)</p>
<p>六 削除</p>	<p>六 第十一条第一項第四号に掲げる業務及び同項第五号の規定による当該業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務</p>
<p>七 (略)</p>	<p>七 (略)</p>

(予算の繰越し)

第四十六条の二 公庫の毎事業年度の支出予算は、翌年度において使用することができない。ただし、年度内に公庫の支払の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払を終わらなかった支出金に係る支出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 公庫は、前項ただし書の規定による繰越しをしようとするときは、事項ごとにその事由及び金額を明らかにした繰越計算書を作成し、これを主務大臣を経由して財務大臣に送付し、その承認を受けなければならない。

3 前項の規定による承認があったときは、その承認に係る繰越計算書に掲げる経費については、第三十四条第一項の規定による予算の通知があったものとみなす。

(政府の貸付け)

第四十八条 (略)

2 政府は、前項の規定による資金の貸付けのうち、公庫がその業務を行うために必要な資金の財源に充てるものを行う場合にあっては、利息を免除し、又は通常の場合より公庫に有利な条件を付することができる。

(借入金及び社債)

(新設)

2 政府は、前項の規定による資金の貸付けのうち、公庫が国内金融業務及び危機対応円滑化業務を行うために必要な資金の財源に充てるものを行う場合にあっては、利息を免除し、又は通常の場合より公庫に有利な条件を付することができる。

(国内金融業務等の借入金及び社債)

第四十九条 公庫がその業務（信用保険等業務を除く。第五項において同じ。）を行うために必要な資金の財源に充てるために行う資金の借入れは、特定短期借入金（借入れ又は前条第一項の規定による資金の貸付けに係る借入れに限るものとする。）

2 4 (略)

5 公庫は、その業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、第一項に規定する政府の資金の貸付けに係る借入れを行おうとし、又は社債を発行しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

第五十条 削除

第四十九条 公庫が国内金融業務（信用保険等業務を除く。第五項において同じ。）及び危機対応円滑化業務を行うために必要な資金の財源に充てるために行う資金の借入れは、特定短期借入金（借入れ又は前条第一項の規定による資金の貸付けに係る借入れに限るものとする。）

2 4 (略)

5 公庫は、国内金融業務及び危機対応円滑化業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、第一項に規定する政府の資金の貸付けに係る借入れを行おうとし、又は社債を発行しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(国際協力銀行業務の借入金及び社債)

第五十条 公庫が第四十一条第六号に掲げる業務を行うために必要な資金の財源に充てるために行う資金の借入れは、銀行その他の金融機関から行う短期借入金（借入れ又は第四十八条第一項の規定による政府の資金の貸付けに係る借入れに限るものとする。）

2 公庫は、毎事業年度、政令で定めるところにより、第四十一条第六号に掲げる業務を行うために必要な資金の財源に充てるために行う社債の発行に係る基本方針を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(借入れ又は社債の発行に係る資金の整理、借換え及び社債券の喪失)

3 公庫は、前項に規定する社債を発行したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

4 第一項に規定する短期借入金及び政府の資金の貸付けに係る借入金の現在額並びに第二項に規定する社債の元本に係る債務の現在額の合計額は、第四十一条第六号に掲げる業務に係る勘定に属する資本金及び準備金の額の合計額の十倍に相当する額（次項及び第六項において「限度額」という。）を超えないこととなつてはならない。

5 前項の規定にかかわらず、第二項に規定する社債について、その発行済みのものの借換えのため必要があるときは、当該借換えを行うために必要な期間内に限り、限度額を超えて社債を発行することができる。

6 第十一条第一項第四号の規定による資金の貸付けの現在額、譲受けに係る債権及び公社債等の取得の現在額、債務の保証等に係る債務の現在額並びに出資の現在額の合計額は、第四十一条第六号に掲げる業務に係る勘定に属する資本金及び準備金の額の合計額並びに限度額の合計額を超えることとなつてはならない。

(借入れ又は社債の発行に係る資金の整理、借換え及び社債券の喪失)

第五十一条 公庫が第四十九条の規定により資金の借入れ又は社債の発行をして調達した資金は、第四十一条に定める経理の区分に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

2 第四十九条第二項に規定する特定短期借入金及び同条第三項に規定する短期借入金については、これらの借入れをした事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 (略)

4 第四十九条第五項の規定は、公庫が、社債券を失った者に交付するために政令で定めるところにより社債券を発行し、当該社債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用しない。

(資金の調達のための貸付債権及び社債の信託及び譲渡)

第五十三条 公庫は、第十一条第一項第一号に掲げる業務及び同項第二号に掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務を行うために必要な資金の財

第五十一条 公庫が前二条の規定により資金の借入れ又は社債の発行をして調達した資金は、第四十一条に定める経理の区分に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

2 第四十九条第二項に規定する特定短期借入金並びに同条第三項及び前条第一項に規定する短期借入金については、これらの借入れをした事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 (略)

4 第四十九条第五項及び前条第三項の規定は、公庫が、社債券を失った者に交付するために政令で定めるところにより社債券を発行し、当該社債券の発行により新たに債務を負担することとなる場合には、適用しない。

(資金の調達のための貸付債権及び社債の信託及び譲渡)

第五十三条 公庫は、第十一条第一項第一号に掲げる業務及び同項第二号に掲げる業務並びに同項第五号の規定によるこれらの業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務を行うために必要な資金の財

源に充てるため、次に掲げる行為をする場合には、主務大臣の認可を受けなければならない。

- 一 貸付債権及び社債（第十一条第一項第二号の規定による別表第二第三号に掲げる業務として譲り受けた特定中小企業貸付債権（同表の注（８）に規定する特定中小企業貸付債権をいう。第六十三条第四項各号において同じ。）及び取得した特定中小企業社債（同表の注（９）に規定する特定中小企業社債をいう。第六十三条第三項において同じ。）を含む。次号及び次条第一項において「貸付債権等」という。）の一部について特定信託（同表の注（１２）に規定する特定信託をいう。第六十三条第四項第一号において同じ。）をし、当該特定信託の受益権の全部又は一部を譲渡すること。

二・三（略）

（金融商品取引法等の適用除外等）

第六十三条（略）

- 2 前項に規定する場合において、第十一条第一項に規定する業務及び第五十三条各号に掲げる行為を行うときは、公庫を金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者とみなして、同法第三章第一節第五款並びに第二節第一款（第三十五条、第三十五条の二、第三十六条の二から第三十六条の四まで、第三十七条

源に充てるため、次に掲げる行為をする場合には、主務大臣の認可を受けなければならない。

- 一 貸付債権及び社債（第十一条第一項第二号の規定による別表第二第三号に掲げる業務として譲り受けた特定中小企業貸付債権（同表の注（８）に規定する特定中小企業貸付債権をいう。第六十三条第六項各号において同じ。）及び取得した特定中小企業社債（同表の注（９）に規定する特定中小企業社債をいう。第六十三条第五項において同じ。）を含む。次号及び次条第一項において「貸付債権等」という。）の一部について特定信託（同表の注（１２）に規定する特定信託をいう。第六十三条第六項第一号において同じ。）をし、当該特定信託の受益権の全部又は一部を譲渡すること。

二・三（略）

（金融商品取引法等の適用除外等）

第六十三条（略）

- 2 前項に規定する場合においては、公庫を金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者とみなして、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める規定を適用する。
  - 一 第四十一条第六号に掲げる業務を行う場合 金融商品取引法第三章第一節第五款及び第二節（第三十五条、第三十五条の二

第一項第二号、第三十七条の三第一項第二号、第三十七条の七及び第三十八条の二を除く。）、第五款及び第六款の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

（削る）

（削る）

3| 公庫が別表第二第三号に掲げる業務（中小企業特定金融機関等（同表の注（7）に規定する中小企業特定金融機関等をいう。）からの特定中小企業社債の取得を行う業務に限る。）を行う場合におけ

、第三十六条の二から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の三第一項第二号及び第三十七条の七を除く。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）

2| 第十一条第一項に規定する業務及び第五十三条各号に掲げる行為を行う場合（前号に掲げる場合に該当するものを除く。）  
金融商品取引法第三章第一節第五款並びに第二節第一款（第三十五条、第三十五条の二、第三十六条の二から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の三第一項第二号、第三十七条の七及び第三十八条の二を除く。）、第五款及び第六款の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）

3| 公庫が、第十一条第一項の規定により、金融商品取引法第六十条第一項各号に掲げる行為を行う場合には、同条第二項の規定は、適用しない。

4| 前項に規定する場合には、公庫を金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者とみなして、同法第三十八条（第一号に係る部分に限る。）及び第三十九条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

5| 公庫が別表第二第三号に掲げる業務（中小企業特定金融機関等（同表の注（7）に規定する中小企業特定金融機関等をいう。）からの特定中小企業社債の取得を行う業務に限る。）を行う場合におけ

る金融商品取引法の適用については、当該中小企業特定金融機関等が行う行為は、同法第二条第八項第九号に規定する有価証券の私募の取扱いに該当するものとみなす。

4| 次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める規定は、適用しない。

一 公庫が貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者（以下「貸金業者」という。）から主務省令で定めるところにより特定中小企業貸付債権を譲り受け、当該特定中小企業貸付債権について特定信託（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二条第五項に規定する外国信託業者のうち、同条第六項に規定する外国信託会社以外の者への信託を除く。）をする場合 貸金業法第二十四条の規定

二 公庫が主務省令で定めるところにより特定中小企業貸付債権（貸金業者が行う貸付に係るものに限る。）に係る債務の一部の保証を行う場合 貸金業法第十六条の二第三項、第十七条第三項から第五項まで、第二十四条の二並びに第二十四条の六の十第二項（貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者に係る部分を除く。）及び第四項（貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者に係る部分を除く。）の規定

（主務大臣）

る金融商品取引法の適用については、当該中小企業特定金融機関等が行う行為は、同法第二条第八項第九号に規定する有価証券の私募の取扱いに該当するものとみなす。

6| 次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める規定は、適用しない。

一 公庫が貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者（以下「貸金業者」という。）から主務省令で定めるところにより特定中小企業貸付債権を譲り受け、当該特定中小企業貸付債権について特定信託（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二条第五項に規定する外国信託業者のうち、同条第六項に規定する外国信託会社以外の者への信託を除く。）をする場合 貸金業法第二十四条の規定

二 公庫が主務省令で定めるところにより特定中小企業貸付債権（貸金業者が行う貸付に係るものに限る。）に係る債務の一部の保証を行う場合 貸金業法第十六条の二第三項、第十七条第三項から第五項まで、第二十四条の二並びに第二十四条の六の十第二項（貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者に係る部分を除く。）及び第四項（貸金業者から貸金業の業務の委託を受けた者に係る部分を除く。）の規定

（主務大臣）

第六十四条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

一 五 (略)

六 削除

七 (略)

2 (略)

第七十三条 (略)

一 四 (略)

五 削除

六・七 (略)

第七十四条 第五条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

第六十四条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

一 五 (略)

六 第十一条第一項第四号に掲げる業務及び同項第五号の規定による当該業務の利用者に対する情報の提供を行う業務並びに同項第六号の規定によるこれらの業務に附帯する業務並びにこれらの業務に係る財務及び会計に関する事項 財務大臣

七 (略)

2 (略)

第七十三条 (略)

一 四 (略)

五 第五十条第四項の規定に違反して資金の借入れ若しくは社債の発行をし、又は同条第六項の規定に違反して資金の貸付け、貸付債権の譲受け、公社債等の取得、債務の保証等若しくは出資をしたとき。

六・七 (略)

第七十四条 第五条第一項又は第三項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第二十三条 附則第十五条第一項、第十六条第一項又は第十七条第一項の規定により公庫が承継する次の各号に掲げる債券に係る債務について政府がした当該各号に定める保証契約は、その承継後においても、当該債券に係る債務について従前の条件により存続するものとし、当該保証契約のうち外資受入法第二条の規定によるものに係る次に掲げる債券の利子及び償還差益に係る租税その他の公課については、なお従前の例による。

一～三 (略)

(削る)

(削る)

2 前項の国民生活債券、農林漁業金融公庫債券及び中小企業債券

附則

(権利及び義務の承継に伴う経過措置)

第二十三条 附則第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項又は第十八条第一項の規定により公庫が承継する次の各号に掲げる債券に係る債務について政府がした当該各号に定める保証契約は、その承継後においても、当該債券に係る債務について従前の条件により存続するものとし、当該保証契約のうち外資受入法第二条の規定によるものに係る次に掲げる債券の利子及び償還差益に係る租税その他の公課については、なお従前の例による。

一～三 (略)

四 旧国際協力銀行法第四十五条第一項の国際協力銀行債券 旧

国際協力銀行法第四十七条又は外資受入法第二条の規定による保証契約

五 旧国際協力銀行法附則第十五条の規定による廃止前の日本輸

出入銀行法(昭和二十五年法律第二百六十八号。以下「旧輸銀法」という。)第三十九条の二第一項の外貨債券等 旧輸銀法

第三十九条の三又は旧国際協力銀行法附則第二十三条の規定による改正前の外資受入法第二条の規定による保証契約

2 前項の国民生活債券、農林漁業金融公庫債券、中小企業債券、

については、公庫の社債とみなして、第五十二条の規定を適用する。

3 (略)

第二十四条 削除

国際協力銀行債券及び外貨債券等については、公庫の社債とみなして、第五十二条の規定を適用する。

3 (略)

第二十四条 附則第十八条第一項の規定により公庫が国際協力銀行

の義務を承継したときは、当該承継の時に発行されているすべての改正前国際協力銀行法第四十五条第一項の国際協力銀行債券並びに旧輸銀法第三十九条の二第一項の外貨債券等及び改正前国際協力銀行法附則第十五条の規定による廃止前の海外経済協力基金法（昭和三十五年法律第七十三号）第二十九条の二第一項の海外経済協力基金債券に係る債務については、公庫及び独立行政法人国際協力機構が連帯して弁済の責めに任ずる。

2 | 前項の国際協力銀行債券、外貨債券等又は海外経済協力基金債券の債権者は、公庫又は独立行政法人国際協力機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する<sup>9</sup>。

3 | 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

第三十六条 (略)

第三十六条 (略)

2 前項の規定により公庫が同項に規定する業務を行う場合には、第十一条第一項第六号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び

2 前項の規定により公庫が同項に規定する業務を行う場合には、第十一条第一項第六号中「除く。」とあるのは「除く。」及び附則

附則第三十六条第一項に規定する業務」と、第十二条第一項中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び附則第三十六条第一項に規定する業務」と、第十四条第一項中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務並びに附則第三十六条第一項に規定する業務」と、第三十一条第三項中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び附則第三十六条第一項に規定する業務」と、第四十一条第五号中「同項第五号」とあるのは「附則第三十六条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、第六十四条第一項第五号中「同項第五号」とあるのは「附則第三十六条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、「財務大臣」とあるのは「財務大臣（附則第三十六条第一項に規定する業務に係る事項については、経済産業大臣）」と、第七十三条第三号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び附則第三十六条第一項」とする。

第三十七条 公庫は、第十一条、附則第三十二条及び前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務（第十一条、附則第三十二条又は前条の業務に該当するものを除く。）を行うことができる。

一 附則第四十二条の規定の施行前に国民生活金融公庫等（国際協力銀行を除く。）が行った資金の貸付けその他の業務に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行

第三十六条第一項に規定する業務」と、第十二条第一項中「同項第五号」とあるのは「附則第三十六条第一項に規定する業務並びに前条第一項第五号」と、第十四条第一項中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務並びに附則第三十六条第一項に規定する業務」と、第三十一条第三項中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び附則第三十六条第一項に規定する業務」と、第四十一条第五号中「同項第五号」とあるのは「附則第三十六条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、第六十四条第一項第五号中「同項第五号」とあるのは「附則第三十六条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号」と、「財務大臣」とあるのは「財務大臣（附則第三十六条第一項に規定する業務に係る事項については、経済産業大臣）」と、第七十三条第三号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び附則第三十六条第一項」とする。

第三十七条 公庫は、第十一条、附則第三十二条及び前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務（第十一条、附則第三十二条又は前条の業務に該当するものを除く。）を行うことができる。

一 附則第四十二条の規定の施行前に国民生活金融公庫等が行った資金の貸付けその他の業務に係る債権の回収が終了するまでの間、当該債権の管理及び回収を行うこと。

うこと。

## 二 削除

三 当分の間、国民生活金融公庫等（国際協力銀行を除く。）が附則第四十二条の規定の施行前に受けた申込みに係る資金の貸付けその他の業務を行うこと。

## 四・五（略）

2 前項の規定により公庫が同項に規定する業務を行う場合には、第三十一条第二項第一号イ、第四十一条第一号及び第六十四条第一項第二号中「附帯する業務」とあるのは「附帯する業務並びに附則第三十七条第一項第一号に掲げる業務（国民生活金融公庫が行ったものに限る。）」、同項第三号に掲げる業務（国民生活金融公庫が受けた申込みに係るものに限る。）並びにこれらに係る同項第四号及び第五号に掲げる業務」と、第三十一条第二項第一号ロ、第四十一条第二号及び第六十四条第一項第四号中「附帯する業務」とあるのは「附帯する業務並びに附則第三十七条第一項第一号に掲げる業務（農林漁業金融公庫が行ったものに限る。）」、同項第三号に掲げる業務（農林漁業金融公庫が受けた申込みに係るものに限る。）並びにこれらに係る同項第四号及び第五号に掲

二 当分の間、附則第四十二条の規定の施行前に国際協力銀行が締結した債務保証契約に係る旧国際協力銀行法第二十三条の業務を行うこと。

三 当分の間、国民生活金融公庫等が附則第四十二条の規定の施行前に受けた申込みに係る資金の貸付けその他の業務を行うこと。

## 四・五（略）

2 前項の規定により公庫が同項に規定する業務を行う場合には、第三十一条第二項第一号イ、第四十一条第一号及び第六十四条第一項第二号中「附帯する業務」とあるのは「附帯する業務並びに附則第三十七条第一項第一号に掲げる業務（国民生活金融公庫が行ったものに限る。）」、同項第三号に掲げる業務（国民生活金融公庫が受けた申込みに係るものに限る。）並びにこれらに係る同項第四号及び第五号に掲げる業務」と、第三十一条第二項第一号ロ、第四十一条第二号及び第六十四条第一項第四号中「附帯する業務」とあるのは「附帯する業務並びに附則第三十七条第一項第一号に掲げる業務（農林漁業金融公庫が行ったものに限る。）」、同項第三号に掲げる業務（農林漁業金融公庫が受けた申込みに係るものに限る。）並びにこれらに係る同項第四号及び第五号に掲

げる業務」と、第三十一条第二項第一号ハ、第四十一条第三号及び第六十四条第一項第五号中「附帯する業務」とあるのは「附帯する業務並びに附則第三十七条第一項第一号に掲げる業務（中小企業金融公庫が行ったものに限る。）」、同項第三号に掲げる業務（中小企業金融公庫が受けた申込みに係るものに限る。）並びにこれらに係る同項第四号及び第五号に掲げる業務」と、第六十三条第一項中「又は第五十三条」とあるのは「、第五十三条又は附則第三十七条第一項」と、同条第二項中「第十一条第一項に規定する業務及び第五十三条各号」とあるのは「第十一条第一項及び附則第三十七条第一項に規定する業務並びに第五十三条各号」と、第七十三条第三号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び附則第三十七条第一項」とする。

げる業務」と、第三十一条第二項第一号ハ、第四十一条第三号及び第六十四条第一項第五号中「附帯する業務」とあるのは「附帯する業務並びに附則第三十七条第一項第一号に掲げる業務（中小企業金融公庫が行ったものに限る。）」、同項第三号に掲げる業務（中小企業金融公庫が受けた申込みに係るものに限る。）並びにこれらに係る同項第四号及び第五号に掲げる業務」と、第四十一条第六号及び第六十四条第一項第六号中「附帯する業務」とあるのは「附帯する業務並びに附則第三十七条第一号に掲げる業務（国際協力銀行が行ったものに限る。）」、同項第二号に掲げる業務、同項第三号に掲げる業務（国際協力銀行が受けた申込みに係るものに限る。）並びにこれらに係る同項第四号及び第五号に掲げる業務」と、第六十三条第一項中「又は第五十三条」とあるのは「、第五十三条又は附則第三十七条第一項」と、同条第二項第一号中「業務」とあるのは「業務及び附則第三十七条第一項に規定する業務（附則第四十二条の規定の施行前に国際協力銀行が行ったもの又は国際協力銀行が受けた申込みに係るものに限る。）」と、同項第二号中「第十一条第一項に規定する業務及び第五十三条各号」とあるのは「第十一条第一項及び附則第三十七条第一項に規定する業務並びに第五十三条各号」と、同条第三項中「第十一条第一項」とあるのは「第十一条第一項又は附則第三十

(株式会社国際協力銀行法の制定に伴う経過措置)

第四十六条の二 株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第

号)附則第十二条第一項の規定により株式会社国際協力銀行が公庫の義務を承継したときは、当該承継の時に発行されている全ての同法附則第四十六条の規定による改正前の第四十九条及び第五十条の規定により発行された社債に係る債務については、公庫及び株式会社国際協力銀行が連帯して弁済の責めに任ずる。

2 前項の社債の債権者は、公庫又は株式会社国際協力銀行の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

3 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

別表第三 削除

七条第一項」と、第七十三条第三号中「第十一条」とあるのは「第十一条及び附則第三十七条第一項」とする。

(新設)

別表第三(第十一条関係)

一 設備の輸出等のために必要な資金を貸し付け、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社

	二	三	四
<p>債等を応募その他の方法により取得すること。</p>	<p>重要物資の輸入等が確実かつ適時に行われるために必要な資金を貸し付け、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。</p>	<p>我が国の法人等、外国政府等又は出資外国法人等が海外において行う事業に直接又は間接に充てられる資金（短期資金を除く。）を貸し付け、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、当該資金に係る債務の保証等を行い、我が国の法人等、出資外国法人等、外国金融機関等若しくは外国政府等が外国の法人等に対して当該資金に係る債務の保証等を行った場合においてその債務の保証等に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。</p>	<p>外国政府等、外国金融機関等若しくは国際通貨基金その</p>

<p>五</p> <p>他の国際機関に対して、その海外で行う事業若しくは当該外国の物資の輸入若しくは技術の受入れに必要な長期資金若しくは当該外国の国際収支の均衡若しくは通貨の安定を図るために必要な資金を貸し付け、当該資金に係る貸付債権を譲り受け、若しくは当該資金に係る債務の保証等を行い、又は当該資金の調達のために発行される公社債等を応募その他の方法により取得すること。</p>	<p>六</p> <p>外国の政府又は外国の居住者において当該外国の国際収支上の理由により輸入その他の対外取引を行うことが著しく困難であり、かつ、緊急の必要があると認められる場合において、国際通貨基金等（国際通貨基金その他の国際機関又は当該外国以外の二以上の国の政府、政府機関若しくは銀行をいう。以下同じ。）が当該外国の経済の発展を支援するための資金（以下「経済支援資金」という。）の供与を行うまでの間、当該外国の政府、政府機関又は銀行に対して、当該輸入その他の対外取引の円滑化を図るために必要な短期資金を貸し付けること。</p>	<p>海外で事業を行う者（専ら海外投資を目的とする我が国</p>
---	---	----------------------------------

<p>の法人等で当該事業を行う者に対し出資するものを含む。        ) に対して当該事業に必要な資金を出資すること。</p>	<p>七  前各号に掲げる業務に関連して必要な調査を行うこと。</p>
---	-------------------------------------

注| この表における用語については、次に定めるところによる。

(1) 「設備の輸出等」とは、設備（航空機、船舶及び車両を含む。(5)において同じ。）並びにその部分品及び附属品で我が国で生産されたもの並びに我が国で生産されたその他の製品でその輸出が我が国の輸出入市場の開拓又は確保に著しく寄与すると認められるものを輸出すること又は我が国の輸出入市場の開拓若しくは確保若しくは外国との経済交流の促進に寄与すると認められる技術を提供することをいう。

(2) 「債務の保証等」とは、債務の保証（保証期間が一年を超えるもの限り、債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。）及び当事者の一方が金銭を支払い、これに対して当事者があらかじめ定めた者の信用状態に係る事由が発生した場合において公庫が金銭を支払うことを約する

- 
- 取引（当該事由が発生した場合において、当事者の一方が貸付債権、公社債等その他の金銭債権を移転することを約するものを含む。）又はこれに類似する取引をいう。
- (3) 「公社債等」とは、公債、社債若しくはこれに準ずる債券又は信託の受益権をいう。
- (4) 「法人等」とは、法人その他の団体又は個人をいう。
- (5) 「重要物資の輸入等」とは、我が国の外国との貿易関係若しくは国民経済の健全な発展のために不可欠な物資（設備を含む。）又は技術を輸入し、又は受け入れることをいう。
- (6) 「外国政府等」とは、外国の政府、政府機関又は地方公共団体をいう。
- (7) 「出資外国法人等」とは、我が国の法人等の出資に係る外国の法人等（我が国の法人等と原材料の供給、役員の派遣その他の継続的な経済関係を有する外国の法人等を含む。）をいう。
- (8) 「外国金融機関等」とは、外国の銀行その他の金融機関その他主務大臣が定める外国法人をいう。
- (9) 「協調融資」とは、銀行等（銀行法に規定する銀行、長期信用銀行法に規定する長期信用銀行その他政令で定める金融機関をいう。以下同じ。）が公庫とともに資金の貸付けを行
-

うことをいう。

備考

- (1) 第一号に掲げる業務のうち、開発途上にある海外の地域（(8)及び(13)において「開発途上地域」という。）以外の地域を仕向地とする輸出に係るものは、当該地域を仕向地とする輸出を行う外国の政府、政府機関又は地方公共団体によつて、当該外国の輸出の促進を図るために、通常の条件より有利な条件での信用の供与、保険の引受け又は利子の補給がされる場合において、国際的取決めに従つて必要な対抗措置を講ずるときに限り、行うことができる。
- (2) 第一号に掲げる業務は、我が国の法人等以外の者に対する資金に係るもの限り、行うことができる。
- (3) 第一号から第四号までに掲げる業務のうち、我が国の法人等以外の者に対する債務の保証等（公社債等に係るものを除く。）は、銀行等、外国金融機関等若しくは外国政府等が当該資金の貸付けを行う場合（当該貸付けに係る貸付債権が主務大臣が定める者に譲渡された場合を含む。）又は第三号に規定する債務の保証等に係る債務の保証等を行う場合に限り、行うことができる。
- (4) 第一号から第四号までに掲げる業務のうち次に掲げるもの

は、その貸付け又は譲り受けようとする貸付債権に係る貸付けが協調融資である場合に限り、行うことができる。ただし、(イ)に掲げるものにあつては銀行等が公庫とともに資金の貸付けをすることが著しく困難であり、かつ、公庫による貸付けがその目的を達成するために特に緊要であると認められる場合、(ロ)に掲げるものにあつては償還期限が一年を超える出資外国法人等に対する貸付債権を主務大臣が定める期間内に、特定目的会社等（別表第二の注(10)に規定する特定目的会社等をいう。(5)において同じ。）に譲渡することを目的として譲り受ける場合又は信託会社等（同表の注(11)に規定する信託会社等をいう。(5)において同じ。）に対して特定信託（同表の注(12)に規定する特定信託をいう。(5)において同じ。）をし、当該特定信託の受益権の全部若しくは一部を譲渡することを目的として譲り受ける場合は、この限りでない。

(イ) 第一号から第三号までに掲げる資金の貸付けで我が国の法人等に対するもの

(ロ) 第一号から第四号までに掲げる貸付債権の譲受け

(5) 第一号から第四号までに掲げる業務のうち、債務の保証等（公社債等に係るものに限る。）及び公社債等の取得は、次のいずれかの場合（第一号から第三号までに掲げる業務にあ

- 
- つては、(ロ)から(ハ)までの場合)に限り、行うことができる。
- (イ) 外国金融機関等、外国政府等又は国際通貨基金その他の国際機関が発行する公社債等(償還期限が一年を超えるものに限る。(ロ)及び(ハ)において同じ。)の一部を取得する場合(ロ)に掲げる場合を除く。)
- (ロ) 公社債等を取得し、当該公社債等を主務大臣が定める期間内に特定目的会社等に譲渡する場合又は信託会社等に対して特定信託をし、当該特定信託の受益権の全部若しくは一部を譲渡する場合
- (ハ) 特定目的会社等又は信託会社等が貸付債権又は公社債等を担保として発行する公社債等を取得する場合
- (ニ) 出資外国法人等、外国金融機関等、外国政府等又は国際通貨基金その他の国際機関が発行する公社債等に係る債務の保証等を行う場合
- (ホ) 特定目的会社等又は信託会社等が貸付債権又は公社債等を担保として公社債等を発行する場合において、当該担保目的の貸付債権若しくは公社債等又は特定目的会社等若しくは信託会社等が発行する公社債等に係る債務の保証等(銀行等が発行する公社債等に係る債務の保証等を除く。)を行うとき。
-

- 
- (ハ) 特定目的会社等が貸付債権又は公社債等を担保として公社債等を発行する場合において、当該担保目的の貸付債権又は公社債等を特定目的会社等が譲り受け、又は取得するために行う資金の借入れに係る債務の保証等を行うとき。
- (6) 第二号に掲げる業務（我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進のために行うものを除く。）は、債務の保証等であつて次に掲げる資金に係るものに限り、行うことができる。
- (イ) 我が国で生産される製品では十分な代替が困難であつて、我が国への輸入が不可欠である航空機その他の製品として主務大臣が定めるものの輸入に必要な資金
- (ロ) 我が国の技術では十分な代替が困難であつて、我が国への受入れが不可欠である技術として主務大臣が定めるものの受入れに必要な資金
- (7) 第三号に掲げる業務のうち、我が国の法人等が海外において行う事業に必要な資金を貸し付けるものは、当該法人等に対して直接貸し付ける場合に限り、行うことができる。
- (8) 第三号に掲げる業務（我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進のために行うものを除く。）は、開発途上地域において行われる事業に係るものに限り、行う
-

ことができる。

(9) 第三号に掲げる業務（我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進のために行うものを除く。）のうち、我が国の法人等に対する貸付けは、中小企業者又は中堅企業として主務大臣が定めるものに対するものに限り、行うことができる。

(10) 第五号に掲げる外国の政府、政府機関又は銀行への貸付けは、国際通貨基金等による経済支援資金の供与が確実と見込まれる場合であつて、次のいずれかに該当するときに限り、主務大臣の認可を受けて行うことができる。

(イ) 国際通貨基金等（公庫を除く。）による経済支援資金の全部又は一部が当該貸付けに係る資金の償還に充てられることにより、当該償還が確保されることとなっている場合

(ロ) 当該貸付けについて確実な担保を徴する場合

(11) 第七号に掲げる業務は、第一号から第六号までに掲げる業務の円滑かつ効果的な実施に必要な最小限の場合に限り、行うことができる。

(12) (2)又は(9)の規定にかかわらず、国際金融秩序の混乱により我が国の法人等の輸出又は海外における事業の遂行が著しく困難となった場合において、これに対処するために公庫の業

務の特例が必要となった旨を主務大臣が定めたときは、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。

(イ) 第一号に掲げる業務のうち我が国の法人等に対する資金に係るもの

(ロ) 第三号に掲げる業務のうち、(9)に規定する主務大臣が定めるもの以外のものに対する貸付け

(13) (8)の規定にかかわらず、開発途上地域以外の地域における事業に関して、我が国の産業の国際競争力の維持又は向上に関する国の施策の推進を図るために特に必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、第三号に掲げる業務のうち当該事業に係るものを行うことができる。

○ 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）（附則第四十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 株式会社国際協力銀行の業務の特例（第十六条―第二十四条）</p> <p>第五章・第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、駐留軍等の再編を実現することが、我が国の平和及び安全の維持に資するとともに、我が国全体として防衛施設の近隣住民の負担を軽減する上で極めて重要であることに鑑み、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設の周辺地域における住民の生活の利便性の向上及び産業の振興並びに当該周辺地域を含む地域の一体的な発展に寄与するための特別の措置を講じ、併せて駐留軍の使用に供する施設及び区域が集中する沖縄県の住民の</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 株式会社日本政策金融公庫の業務の特例（第十六条―第二十四条）</p> <p>第五章・第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、駐留軍等の再編を実現することが、我が国の平和及び安全の維持に資するとともに、我が国全体として防衛施設の近隣住民の負担を軽減する上で極めて重要であることにかんがみ、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設の周辺地域における住民の生活の利便性の向上及び産業の振興並びに当該周辺地域を含む地域の一体的な発展に寄与するための特別の措置を講じ、併せて駐留軍の使用に供する施設及び区域が集中する沖縄県の住</p>

負担を軽減するとの観点から特に重要な意義を有する駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するための株式会社国際協力銀行の業務の特例及びこれに対する政府による財政上の措置の特例等を定め、もって駐留軍等の再編の円滑な実施に資することを目的とする。

#### 第四章 株式会社国際協力銀行の業務の特例

(株式会社国際協力銀行の業務の特例)

第十六条 株式会社国際協力銀行は、株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第 号)第一条、第十一条及び第十二条の規定にかかわらず、第一条の目的を達成するため、次に掲げる業務(以下「駐留軍再編促進金融業務」という。)を行うことができる。

一 五 (略)

(株式会社国際協力銀行による貸付け及び出資の制限)

第十七条 株式会社国際協力銀行は、前条第一号の資金の貸付けに係る業務であって無利子のものについては、第二十一条第一項の規定による政府からの無利子の貸付けを受けた金額を超えて、これを行ってはならない。

2 株式会社国際協力銀行は、前条第二号の業務については、政府

民の負担を軽減するとの観点から特に重要な意義を有する駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するための株式会社日本政策金融公庫の業務の特例及びこれに対する政府による財政上の措置の特例等を定め、もって駐留軍等の再編の円滑な実施に資することを目的とする。

#### 第四章 株式会社日本政策金融公庫の業務の特例

(株式会社日本政策金融公庫の業務の特例)

第十六条 株式会社日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第一条及び第十一条の規定にかかわらず、第一条の目的を達成するため、次に掲げる業務(以下「駐留軍再編促進金融業務」という。)を行うことができる。

一 五 (略)

(株式会社日本政策金融公庫による貸付け及び出資の制限)

第十七条 株式会社日本政策金融公庫は、前条第一号の資金の貸付けに係る業務であって無利子のものについては、第二十一条第一項の規定による政府からの無利子の貸付けを受けた金額を超えて、これを行ってはならない。

2 株式会社日本政策金融公庫は、前条第二号の業務については、

から駐留軍再編促進金融業務に係る資金に充てるべきものとして、株式会社国際協力銀行法第四条第一項の規定による出資があつた金額、同法附則第四十六条の規定による改正前の株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号。以下この項において「旧公庫法」という。）第四条第一項の規定による出資があつた金額及び旧公庫法附則第四十二条第四号の規定による廃止前の国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）第五条第二項の規定による出資があつた金額の合計額に相当する金額を超えて、これを行つてはならない。

（予算の区分）

第十八条 株式会社国際協力銀行法第十六条第一項の規定による予算は、駐留軍再編促進金融業務が行われる場合には、次条各号に掲げる業務ごとに区分しなければならない。

2 前項の規定は、株式会社国際協力銀行法第二十一条第一項の規定による補正予算及び同法第二十二条第一項の規定による暫定予算について準用する。

（区分経理）

第十八条の二 株式会社国際協力銀行は、駐留軍再編促進金融業務を行う場合には、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

政府から駐留軍再編促進金融業務に係る資金に充てるべきものとして、株式会社日本政策金融公庫法第四条第一項の規定による出資があつた金額及び同法附則第四十二条第四号の規定による廃止前の国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）第五条第二項の規定による出資があつた金額の合計額に相当する金額を超えて、これを行つてはならない。

（区分経理）

第十八条 株式会社日本政策金融公庫は、駐留軍再編促進金融業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定（以下「駐留軍再編促進金融勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

（新設）

一 株式会社国際協力銀行法第十一条各号に掲げる業務

二 駐留軍再編促進金融業務

(資本金等の整理)

第十八条の三 株式会社国際協力銀行は、駐留軍再編促進金融業務を行う場合には、次に掲げる資本金若しくは準備金又は資金については、前条に定める經理の区分に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

一 株式会社国際協力銀行法第四条第一項の規定による政府の出資により増加する資本金又は準備金

二 株式会社国際協力銀行法第三十三条の規定により資金の借入れ若しくは社債の発行をして調達し、又は第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十三条の規定により資金の借入れをして調達し、若しくは第二十一条第二項の規定により交付を受けた資金

(区分經理に係る会社法の準用等)

第十八条の四 会社法(平成十七年法律第八十六号)第二百九十五条、第三百三十七条、第三百七十四条、第三百九十六条、第四百三十一条から第四百四十三条まで、第四百四十六条及び第四百四十七条の規定は、第十八条の二の規定により株式会社国際協力銀行が区分して行う經理について準用する。この場合において、同

(新設)

(新設)

法第四百四十六条中「株式会社の剰余金の額」とあるのは「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。）第十八条の二の規定により設けられた勘定に属する剰余金の額」と、「の合計額から第五号から第七号までに掲げる額の合計額」とあるのは「であつて当該剰余金の属する勘定に計上されるものの合計額から第五号から第七号までに掲げる額であつて当該剰余金の属する勘定に計上されるものの合計額」と、同法第四百四十七条第一項及び第二項中「資本金」とあるのは「駐留軍再編特別措置法第十八条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、同条第一項第二号中「を準備金」とあるのは「を同条の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、「及び準備金」とあるのは「及び当該準備金」と、同条第三項中「に資本金」とあるのは「に駐留軍再編特別措置法第十八条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、「の資本金」とあるのは「の同条の規定により設けられた勘定に属する資本金」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 | 会社法第四百四十八条、第四百四十九条並びに第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）の規定は、第二十二條第一項の規定により読み替

えて適用する株式会社国際協力銀行法第三十一条第一項の規定による準備金の積立て及び第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十一条第二項の規定による準備金の取崩しを行う場合を除き、第十八条の二の規定により株式会社国際協力銀行が区分して行う経理について準用する。この場合において、会社法第四百四十八条第一項及び第二項中「準備金」とあるのは「駐留軍再編特別措置法第十八条の二の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、同条第一項第二号中「を資本金」とあるのは「を同条の規定により設けられた勘定に属する資本金」と、「及び資本金」とあるのは「及び当該資本金」と、同条第三項中「に準備金」とあるのは「に駐留軍再編特別措置法第十八条の二の規定により設けられた勘定に属する準備金」と、「の準備金」とあるのは「の同条の規定により設けられた勘定に属する準備金」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 | 株式会社国際協力銀行が第十八条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金の額を増加し、又は減少したときの株式会社国際協力銀行の資本金の額は当該増加し、又は減少した後の株式会社国際協力銀行の全ての勘定に属する資本金の額の合計額とし、株式会社国際協力銀行が同条の規定により設けられた勘定に属

する準備金の額を増加し、又は減少したときの株式会社国際協力銀行の準備金の額は当該増加し、又は減少した後の株式会社国際協力銀行の全ての勘定に属する準備金の額の合計額とする。この場合において、会社法第四百四十七条から第四百四十九条まで並びに第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）及び第二項（第五号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（借入金等の限度額）

第十九条 駐留軍再編促進金融勘定（第十八条の二第二号に掲げる業務に係る勘定をいう。以下同じ。）における借入金の現在額は、駐留軍再編促進金融勘定に属する資本金及び準備金の額の合計額に政令で定める倍数を乗じて得た額（次項において「借入金の限度額」という。）を超えることとなつてはならない。

2 （略）

（社債の発行の制限）

第二十条 株式会社国際協力銀行は、駐留軍再編促進金融業務を行うために必要な資金の財源に充てるためには、社債を発行してはならない。

（政府からの資金の貸付け等）

第二十一条 政府は、予算の範囲内において、株式会社国際協力銀行に対し、株式会社国際協力銀行法第四条第一項の規定による出

（借入金等の限度額）

第十九条 駐留軍再編促進金融勘定における借入金の現在額は、駐留軍再編促進金融勘定に属する資本金及び準備金の額の合計額に政令で定める倍数を乗じて得た額（次項において「借入金の限度額」という。）を超えることとなつてはならない。

2 （略）

（社債の発行の制限）

第二十条 株式会社日本政策金融公庫は、駐留軍再編促進金融業務を行うために必要な資金の財源に充てるためには、社債を発行してはならない。

（政府からの資金の貸付け等）

第二十一条 政府は、予算の範囲内において、株式会社日本政策金融公庫に対し、株式会社日本政策金融公庫法第四条第一項の規定

資に代えて駐留軍再編促進金融業務に係る資金を無利子で貸し付けることができる。

2 政府は、予算の範囲内において、株式会社国際協力銀行に対し、駐留軍再編促進金融業務に要する費用の一部に相当する金額を交付することができる。

(株式会社国際協力銀行法の適用等)

第二十二条 駐留軍再編促進金融業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる株式会社国際協力銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第二十条第三項、第二十四</p>	<p>会計検査院</p>	<p>会計検査院及び防衛大臣</p>	<p>第十一条第八号</p>	<p>行う業務</p>	<p>行う業務（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。）第十六条に規定する駐留軍再編促進金融業務（以下単に「駐留軍再編促進金融業務」という。）を除く。）</p>
---------------------	--------------	--------------------	----------------	-------------	---

による出資に代えて駐留軍再編促進金融業務に係る資金を無利子で貸し付けることができる。

2 政府は、予算の範囲内において、株式会社日本政策金融公庫に対し、駐留軍再編促進金融業務に要する費用の一部に相当する金額を交付することができる。

(株式会社日本政策金融公庫法の適用等)

第二十二条 駐留軍再編促進金融業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる株式会社日本政策金融公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

	<p>同条各号に掲げる業務</p>	<p>第四十一条各号に掲げる業務及び駐留軍再編促進金融業務（駐留軍再編特別措置法第十六条に規定する駐留軍再編促進金融業務をいう。以下同</p>	<p>第四条第三項</p>	<p>第四十一条</p>	<p>第四十一条及び駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。）第十八条</p>
--	-------------------	---	---------------	--------------	---

条第二項及び 第二十五条第 二項			
第二十一条第 二項	及び前二条	、第十九条及び駐留軍再編特別措置 法第二十二條第一項の規定により読 み替えて適用する前条	
第二十二條第 二項	第二十条	駐留軍再編特別措置法第二十二條第 一項の規定により読み替えて適用す る第二十条	
第二十七條第 一項	毎事業年度	駐留軍再編特別措置法第十八條第一 項の規定による予算の区分に従い、 毎事業年度	
第三十一条第 一項	毎事業年度	駐留軍再編特別措置法第十八條の二 各号に掲げる業務に係るそれぞれの 勘定において、毎事業年度	

第五条第二項	第十三條第 三項	駐留軍再編特別措置法第二十二條第 一項の規定により読み替えて適用す る第十三條第三項	じ。 ）
第十一條第一 項第五号	行う業務	行う業務（駐留軍再編促進金融業務 を除く。）	
第十三條第三 項	附帯する業 務	附帯する業務並びに駐留軍再編促進 金融業務	
第三十一條第 四項	業務	業務並びに駐留軍再編促進金融業務	
第三十四條第 三項、第三十 八條第三項及 び第三十九條 第二項	会計検査 院	会計検査院及び防衛大臣	

第三十七條	この法律に	駐留軍再編特別措置法並びにこれら	に	第三十三條第一項	業務	貸付け	業務（駐留軍再編促進金融業務を含む。）	第三十一條第二項	毎事業年度	前項のそれぞれの勘定において、毎	事業年度	同項	前項	処分	第三十一條第四項	処分及び駐留軍再編特別措置法第十八條の二各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定に属する剰余金の配当その他の剰余金の処分

第三十五條第二項	第三十一條、第三十三條及び前條	及び第三十三條並びに駐留軍再編特別措置法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用する第三十一條及び前條	第三十六條第二項	第三十一條、第三十三條及び第三十四條	及び第三十三條並びに駐留軍再編特別措置法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用する第三十一條及び第三十四條	前條	前條及び駐留軍再編特別措置法第十八條	第四十二條第一項	同法第九十五條第二項	額は「株式	額は「株式会社日本政策金融公庫法第四十一條及び駐留軍等

第三十八条第一項	財務大臣	財務大臣（駐留軍再編促進金融業務及び駐留軍再編促進金融勘定（駐留軍再編特別措置法第十八条の二第二号に掲げる業務に係る勘定をいう。以下同じ。）に関する事項については、財務大臣及び防衛大臣）
第三十八条第二項及び第三十九条第一項	この法律 財務大臣	この法律又は駐留軍再編特別措置法 財務大臣（駐留軍再編促進金融業務及び駐留軍再編促進金融勘定に関する事項については、財務大臣及び防衛大臣）
第四十条第一項及び第二項	財務大臣	この法律又は駐留軍再編特別措置法 財務大臣（駐留軍再編促進金融業務及び駐留軍再編促進金融勘定に関する事項については、財務大臣及び防衛大臣）

会社日本政策金融公庫法第四十一条	の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。）第十八条
同条第一号	株式会社日本政策金融公庫法第四十一条第一号
第四十一条の規定により設けられた勘定に属する資金	第四十一条及び駐留軍再編特別措置法第十八条の規定により設けられた勘定に属する資金
同条の	これらの
第四十二条第二項	駐留軍再編特別措置法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用する第四十七條第一項
第四十七條第一項	駐留軍再編特別措置法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用する第四十七條第一項



		衛大臣)
附則第五十二 条	会社の業務	会社の業務（駐留軍再編促進金融業 務を除く。）

2| 財務大臣は、駐留軍再編促進金融業務が行われる場合において、株式会社国際協力銀行法第四十一条第三項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、防衛大臣に協議しなければならない。

3| 財務大臣は、駐留軍再編促進金融業務が行われる場合において、株式会社国際協力銀行法第十六条第一項の規定による予算の提出、同法第二十一条第一項の規定による補正予算の提出、同法第二十二條第一項の規定による暫定予算の提出、同法第二十六條第一項の規定による貸借対照表、損益計算書、財産目録及び事業報告書の提出並びに同法第二十七條第一項の規定による決算報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、その旨を防衛大臣に通知しなければならない。

		同条	これら
第四十七條第一項、第五項及び第七項	業務	業務及び駐留軍再編促進金融業務	
第五十條第一項	貸付け	貸付け（駐留軍再編特別措置法第二十一条第一項の規定によるものを含む。）	
第五十一條第一項	又は社債の発行をして	若しくは社債の発行をし、又は駐留軍再編特別措置法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用する前の規定により資金の借入れをし、若しくは駐留軍再編特別措置法第二十一条第二項の規定により交付を受けて	

第七十一条	第六十五条	第六十四条第一項第六号	第五十八条及び第五十九条第一項	第五十七条			
第五十九条	厚生労働大臣	事項	この法律	この法律に	掲げる業務	同条各号に掲げる業務	第四十一条
第五十九条第一項（駐留軍再編特別	ては、厚生労働大臣及び防衛大臣） 厚生労働大臣（第三号の場合にあつ	事項並びに駐留軍再編促進金融業務に 係る財務及び会計に関する事項	この法律、駐留軍再編特別措置法	に 駐留軍再編特別措置法並びにこれら	留軍再編促進金融業務	第四十一条各号に掲げる業務及び駐	第四十一条及び駐留軍再編特別措置 法第十八条

	第一項	措置法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。 以下この条において同じ。）
第七十三條第三号	同項	第五十九條第一項
第七十三條第七号	第十一條	第十一條及び駐留軍再編特別措置法第十六條
附則第四十七條第一項	第五十八條第二項	第五十八條第二項（駐留軍再編特別措置法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
2	駐留軍再編促進金融業務及び駐留軍再編促進金融勘定に関する事項については、株式会社日本政策金融公庫法第六十條第一項及び第二項並びに前項の規定により読み替えて適用する同法第五十	公庫の業務（駐留軍再編促進金融業務を除く。）

(駐留軍再編促進金融勘定の廃止)

第二十三条 株式会社国際協力銀行は、駐留軍再編促進金融業務を終えたときは、駐留軍再編促進金融勘定を廃止するものとする。

2 株式会社国際協力銀行は、駐留軍再編促進金融勘定の廃止の際、駐留軍再編促進金融勘定に残余財産があるときは、当該残余財産の額を国庫に納付しなければならない。

3 株式会社国際協力銀行は、第一項の規定により駐留軍再編促進金融勘定を廃止したときは、その廃止の時における駐留軍再編促進金融勘定に属する資本金及び準備金の額により、それぞれ資本

八条、第五十九条第一項及び第七十三条第七号に規定する主務大臣は、財務大臣及び防衛大臣とする。

3 財務大臣は、駐留軍再編促進金融業務が行われる場合において、株式会社日本政策金融公庫法第二十九条第一項の規定による予算の提出、同法第三十五条第一項の規定による補正予算の提出、同法第三十六条第一項の規定による暫定予算の提出、同法第四十条第二項の規定による貸借対照表、損益計算書、財産目録及び事業報告書の提出並びに同法第四十四条第一項の規定による決算報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、これらを防衛大臣に通知しなければならない。

(駐留軍再編促進金融勘定の廃止)

第二十三条 株式会社日本政策金融公庫は、駐留軍再編促進金融業務を終えたときは、駐留軍再編促進金融勘定を廃止するものとする。

2 株式会社日本政策金融公庫は、駐留軍再編促進金融勘定の廃止の際、駐留軍再編促進金融勘定に残余財産があるときは、当該残余財産の額を国庫に納付しなければならない。

3 株式会社日本政策金融公庫は、第一項の規定により駐留軍再編促進金融勘定を廃止したときは、その廃止の時における駐留軍再編促進金融勘定に属する資本金及び準備金の額により、それぞれ

<p>金及び準備金を減少するものとする。</p> <p>4 前項の規定による資本金及び準備金の額の減少については、会社法第四百四十七条から第四百四十九条までの規定は、適用しない。</p> <p>(罰則)</p> <p>第二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした株式会社国際協力銀行の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。</p> <p>一 三 (略)</p>	<p>資本金及び準備金を減少するものとする。</p> <p>4 前項の規定による資本金及び準備金の額の減少については、会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百四十七条から第四百四十九条までの規定は、適用しない。</p> <p>(罰則)</p> <p>第二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした株式会社日本政策金融公庫の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。</p> <p>一 三 (略)</p>
--	--

○ 公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（附則第四十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		別表第一（第二条関係）	
		名称	根拠法
（略）	株式会社国際協力銀行	沖繩振興開発金融公庫	沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
（略）	株式会社国際協力銀行 （平成二十三年法律第 号）	沖繩振興開発金融公庫	沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
現行		別表第一（第二条関係）	
		名称	根拠法
（略）	（新設）	沖繩振興開発金融公庫	沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
（略）			



(略)	(削る)
(略)	(削る)
(略)	(削る)
(略)	第五十一条 第四項
(略)	第四十九条第五項
(略)	製造事業促進法第十七条の規定に より読み替えて適用する第四十九 条第五項